平成２６年（フ）第６２号
山梨県甲府市北新２丁目15番３号
債務者　渡辺永み理
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６９号
山梨県甲府市城東５丁目３番13号　コーポソシア108号
債務者　髙原　　博
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８５号
愛知県大府市共和町６丁目63番地の２　サンシティー107号
債務者　鈴村　純史
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４２号
滋賀県草津市青地町1258番地13、前住所大津市大江８丁目136番地の14
債務者　相合　信義
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９９号
大津市本宮２丁目３番６―403号
債務者　津々見和美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５６号
滋賀県湖南市下田3263番地１　103号、前住所滋賀県甲賀市水口町北脇1885番地―108号
債務者　田口　幸恵（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６７号
滋賀県甲賀市水口町神明２番27―107号、前住所滋賀県甲賀市水口町神明２番31―204号
債務者　吉田　繁和
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７１号
滋賀県甲賀市水口町本町３丁目２番７―515号
債務者　真砂　尚弘
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８２号
滋賀県甲賀市水口町日電１番47―301号、前住所滋賀県甲賀市甲南町耕心３丁目1035番地28、前々住所滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘本町５丁目2660番地32
債務者　月娥こと　山本　邦夫
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８４号
大津市際川３丁目13番５号
債務者　井上　義雄
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
大津市大江３丁目６番３号　ヒカリ荘Ａ号
債務者　伊藤　雄樹
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０号
大津市大江３丁目６番３号　ヒカリ荘Ａ号
債務者　伊藤麻理美（旧姓小堤）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
大津市瀬田１丁目11番11号　ジュネス瀬田Ａ101
債務者　榊原　　望
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
滋賀県高島市高島518番地、住民票上の住所滋賀県高島市勝野1321番地
債務者　西田　洋子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４号
大津市栗林町４番17―103号
債務者　石山　優子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７３号
滋賀県湖南市菩提寺東４丁目５番22号、前住所滋賀県湖南市菩提寺1594番地
債務者　渕上　幸浩（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２２号
兵庫県加古川市加古川町平野24番地の１　加古川グリーンシティＢ―107号
債務者　松下美也子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部